

事務規程様式(規程第6条関係)(細則第2条関係) (第一面)

二級建築士
木造建築士

免許申請書

年 月 日

山口県知事 様
指定登録機関
一般社団法人 山口県建築士会会長 様

申請者氏名

下記の通り 二級建築士
木造建築士 の免許を受けたいので、建築士法第4条 第3項
第5項 の規定により関係書類を添え
申請します。

下記事項が真実であり、かつ正確であることを誓います。

ふりがな 氏 名			生年 月 日	昭和 平成	年	月	日	写真貼付欄 注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm * 写真の裏面に氏名および「山口県」と記入してから、のりでしっかりと貼り付けてください。 * 貼付した写真はカードに転写されます。
住所	〒			性 別		男 ☐ 女 ☐		
電話 番号								
試験	合格証書番号 (受験番号)	第	号	合格年月日	平成 令和	年	月	日
登録 申請 区分	1 学歴のみ 2 学歴及び実務 3 実務のみ 4 建築設備士 5 建築士法第4条第5項							
1 学歴の みにより 申請する 場合	学 校 名		学 部 名 ・ 学 科 名		入 学 ・ 卒 業 (修 了) 年 月			
					年 月 入 学			
					年 月 卒 業 (修 了)			
2 学歴及 び実務に より申請 する場合	学 校 名		学部名・学科名		入 学 ・ 卒 業 (修 了) 年 月			建築実務経験 期間の合計
					年 月 入 学			年 月
					年 月 卒 業 (修 了)			
3 実務経験 のみにより申請 する場合	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計							
	年 月							
4 建築設備士 により申請する 場合	建 築 設 備 士 登 録 番 号				登 録 年 月 日			
	第 号				年 月 日			
5 建築士 法第4条 第5項により申請 する場合	免 許 名 称		免 許 者 名		免許の年月日			資格認定書の 年 月 日
					年 月 日			年 月 日

(第二面)

欠 格 事 由	1 拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある ☐ ない ☐							
	刑に処せられたことがあるときは、その罪及び刑 _____ 刑に処せられたことがあるときは、その刑の執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった年月日 年 月 日							
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯 ある ☐ ない ☐ して罰金の刑に処せられたことがありますか。							
	刑に処せられたことがあるときは、その罪及び刑 _____ 刑に処せられたことがあるときは、その刑の執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった年月日 年 月 日							
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一 ある ☐ ない ☐ 級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたこ とがありますか。 取り消されたことがあるときは、その年月日 年 月 日							
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受 ある ☐ ない ☐ け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定によ り一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され たことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その期間 年 月 日～ 年 月 日まで								
	5 精神の機能の障害により建築士の業務を適正に行うに当たっ はい ☐ いいえ ☐ て必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない 状態ですか。							
※ 審 査 欄	合格者照合		住民票照合		名簿登録		登録料受領	領収印
	写真照合		欠格審査		免許証発行		24,400円	
※登録 番号			※登録 年月日	年 月 日		※受付 番号		

〔注意〕 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中に✓印を付けて下さい。

以下の事項は、円滑な登録実施のために必要となりますので、記入についてご協力ください。

告 示 等 に 基 づ く 学 歴 等 区 分 （ 登 録 申 請 時 ）	□50 大学・短期大学・高等専 門学校卒 40単位修得	□51 職業能力開発総合大学 校・職業能力開発大学 校・職業能力開発短期大 学校卒 40単位修得	□52 大学・短期大学・高等専 門学校・職業能力開発総 合大学校・職業能力開発 大学校・職業能力開発短 期大学校卒 30単位修得	□53 大学・短期大学・高等専 門学校・職業能力開発総 合大学校・職業能力開発 大学校・職業能力開発短 期大学校卒 20単位修得
	□54 高等学校・中等教育学校 卒 20単位修得	□55 高等学校・中等教育学校 卒 15単位修得	□56 専修学校(高校卒) 修業 2年以上 40単位修得	□57 専修学校(高校卒) 修業 2年以上 30単位修得
	□58 専修学校(高校卒) 修業 1年以上 20単位修得	□59 専修学校・職業訓練校等 (中学卒) 修業2年以上 15単位修得	□60 専修学校・職業訓練校等 (中学卒) 修業1年以上 10単位修得	□61 職業訓練校等(高校卒) 修業3年以上 30単位修得
	□62 職業訓練校等(高校卒) 修業1年以上 20単位修得	□63 職業訓練校等(中学卒) 修業3年以上 20単位修得	□64 実務経験	□65 建築設備士 その他

振替払込受付証明書貼付欄

手数料: 24,400円 (振込手数料は支払者負担をお願いします)

払込口座 ゆうちょ銀行 01300-1-63940

加入者名 一般社団法人 山口県建築士会

※ここには原本を貼り付けてください。

貼る前に必ずコピーをとり保管しておいてください。

申請窓口にて現金でのお支払をされる方は貼付の必要はありません。

提出する書類

- ① 二級・木造建築士免許申請書
- ② 二級・木造建築士住所等の届出
- ③ 本籍の記載のある住民票の写し 原本 (発行日より6ヶ月以内のもの)
 - ・マイナンバーが記載されていないもの
 - ・日本国籍を有しない方は、国籍等の記載のあるもの
- ④ 二級建築士試験合格通知書の写し又は木造建築士試験合格通知書の写し (第一面の登録申請区分が「5 建築士法第4条第5項」の方を除く。)
- ⑤ 学歴等証明書 (第一面の登録申請区分が「1 学歴のみ」又は「2 学歴及び実務」の方のみ。ただし令和2年以降の受験時に提出された方を除く。)
- ⑥ 実務経歴書及び実務経歴証明書 (第一面の登録申請区分が「2 学歴及び実務」又は「3 実務のみ」の方のみ。ただし令和2年以降にはじめて受験された「3実務のみ」の方を除く。)
- ⑦ 建築設備士試験合格 (又は建築設備士講習受講) 証書の写し (第一面の登録申請区分が「4 建築設備士」の方のみ。ただし令和2年以降の受験時に提出された方を除く。)
- ⑧ 外国の建築士免許証の写し及び山口県知事の認定書 (第一面の登録申請区分が「5 建築士法第4条第5項」の方のみ。)
- ⑨ 証明写真2枚 (6ヶ月以内に撮影したもの)
 - ・無帽、無背景、正面3分身、縦45ミリ×横35ミリのもの。
 - ・同じものを2枚使用すること。必ず写真専用の印画紙であること。
- ⑩ 申請手数料払込取扱票受付証明書 (現金で支払う場合は不要)
- ⑪ (旧姓併記を希望する場合のみ) 下記のいずれか1点を提出すること。
 - ・旧氏が記載されている住民票の写し 原本 (③と同一でも可)
 - ・旧姓併記されているマイナンバーカードのコピー (原本との照合が必要)
 - ・戸籍謄本 (抄本) 原本
- ⑫ (通称名併記を希望する場合のみ) 通称名の記載されている住民票の写し 原本 (③と同一でも可)

持参する書類等

- ① 二級建築士試験合格通知書又は木造建築士試験合格通知書 (第一面の登録申請区分が「5 建築士法第4条第5項」の方を除く。)
- ② 本人確認ができる公的証明書 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)